

苫小牧市教育委員会会議録

会議区分	苫小牧市教育委員会 第 11 回定例委員会
日時	平成20年 5月23日 自 14時58分 至 17時31分
場所	苫小牧市役所庁舎9階 第1委員会室
出席委員	委員長 吉本 俊憲 委員 鈴木 正樹 委員 佐藤 郁子 委員 佐藤 守 委員 山田 真久
欠席委員	
会議録署名委員	山田 委員
会議録作成職員	総務課総務係主事 平田 拓也
事務局職員	学校教育部長 澤田石 綱 紀 スポーツ生涯学習部長 今田 和史 学校教育部次長 福田 小夜子 スポーツ生涯学習部次長 小野寺 徹 示 学校教育課長 柴崎 誠 総務課副主幹 池渕 雅宏 総務課総務係主事 平田 拓也
会議案件	別紙のとおり
会議の経過概要	別紙のとおり

1 委員会開会の宣言（吉本委員長）…14時58分

2 会議録署名委員の指名（教育長）

3 報 告（教 育 長）

（1）経過報告

・今年の春は、4月が温暖な気候であったが、5月に入り10度前後と低温な日が続いた。このためか、明倫中学校で麻疹が発生し、学級閉鎖を行っている。北海道全体では1月以降の発生者が全国2位という高い発生状況であったため、道教委が保護者向けのパンフレットを配布するなどの対応を図った。昔と違い今は、予防接種を受けたため幼児期の発生率は激減しているが、最近は免疫力が低下している大学生に広がっている。感染力が強く、また潜伏期間が長い病気であるため油断ができないが、中学生のワクチン接種が無料であるため、早期に接種するよう呼びかけている。

・白鳥などの渡り鳥が強毒性の鳥インフルエンザに感染したというニュースが報じられている。渡り鳥はすでに北方へ移動しているので騒ぎは収束すると思うが、弱っている野鳥に安易に触れないよう指導を行っている。秋の渡り鳥シーズンには風邪が流行する時期とも重なるので、注意喚起していきたいと考えている。

・愛知県や京都府舞鶴市で女子高生が被害者となる殺人事件が発生している。携帯電話所持、深夜外出といった家庭上の管理監督を親が果たせていないという問題を感じるケースもあるが、いずれにせよ犯人が逮捕されていないことから類似事件の発生が心配である。また、硫化水素を発生させて自殺する事件が相次いでいる。自殺願望を減らすには自分自身の存在感・有用感を持たせることが大切である。死のうという気持ちを持つ前に自分と家族、友人との関係から生きる意味を感じ取らせることに教育の意義があると思う。こうした生の題材を元に自らを振り返り心に響く「道徳」や「命の授業」に繋げ指導を充実させるよう校長会で指示している。

（2）教育関連の動向について

・学校職員評価がいよいよ始まった。各学校では今月中に評価シートへの記入を終了し、管理職が面談などでアドバイスをしながら意欲を高めるよう支援することになっている。この目的は教員としての資質能力向上と学校の活性化を図ることで、その成果を児童生徒に還元させようとするものである。一方、道教委は勤勉手当実施手続きの要綱・要領を作成し、21日に市町村教育委員長会議を招集して通知した。昇給については凍結されていることから実施せず、勤勉手当については4段階に区分し、特に優秀である優秀Aと優秀Bの2区分を対象者の40%程度、良好はC区分、また、訓告を受けるなど良好でないD区分は個々の事例を見極めながら校長・市教委の恣意性がないように判定を行うというものである。7~8月に試行を行い、結果を検証の上、12月の勤勉手当から開始するとしている。評定者は前述の学校職員評価と同じ。一般教職員は、教頭が第一次評定者で校長が第二次評定者。教頭は、校長が第一次評定者で第二次評定者は教育委員会の中で教育長が指定する者。校長は、第一次が教育長が指定する者で第二次が教育長となっている。判定者は市教委であり、胆振教育局へ内申を行わなければならない。どのように内申を行っていくかは今後検討していくことになる。

・先週、全国都市教育長会総会及び研究会が高松市で開催された。文科省官房審議官の講話に続き、教育行政・学校教育・社会教育の三部会に分かれて文科省主任視学官から詳しい説明があった。教育基本法を受けての新学習指導要領の告示があり、移行のための教育条件整備で財務省としのぎを削っている様子が伝わってきた。

(3) 報告事項

・教育委員の学校訪問について

例年、6月議会終了後から会議日程などを調整して実施している。後ほど担当から説明をし、今年度の訪問先を決めていきたい。

・教育長の異動について

洞爺湖町の木村教育長から5月17日付で退職したと電話連絡があった。後任は真屋敏春氏。今年に入り豊浦町、厚真町と今回で3人目の教育長の変更である。

・全道都市教育委員連絡協議会総会と研究大会について

今年度は8月26日～27日に網走で開催することが決定した。

・春の叙勲・褒章について

教育功労関係で長坂智氏が瑞宝双光章を受けられた。この方の最終勤務校は新ひだか町で、退職後に本市に移住しているので、面識はないと思うが、教育委員にも出席依頼があるので参加していただきたい。

・教育委員会第二庁舎移転について

6月6日から移転予定であるため、そろそろ荷物の整理を始めるところである。次回の定例教育委員会は第二庁舎で行われる。本日の委員会終了後、第2庁舎見学を行う。

4 議案審議

議案第1号 指定管理者制度導入に伴う関係条例の整備に関する議会提出について

(スポーツ生涯学習部長より 冒頭あいさつ)

・6月議会で提出する文化交流センター、勤労青少年ホーム、川沿体育館の指定管理者制度及び利用料金制導入に関する条例改正等について、スポーツ生涯学習部次長より概要説明を行う。

(スポーツ生涯学習部次長より 概要説明)

・初めに、苦小牧市の指定管理者制度の導入状況について説明する。現在、市が管理している施設で、指定管理者制度に移行可能な施設は120施設あると言われている。うち、すでに指定管理者制度を導入済みの施設は59施設ある。スポーツ生涯学習部所管の施設は33施設あり、うち17施設が導入している。残り16施設は導入を検討または未定。今回、この16施設のうち3施設について、平成21年4月から指定管理者制度の導入する旨の議案となっている。

・以降、別紙「議案第一号資料」から、条文及び条項等を中心に説明。

(佐藤守委員) 苫小牧市スポーツセンター条例には、温水プールのことも規定されて
いるようだが、どの施設の条例なのか

(スポーツ生涯学習部次長) 一つの条例で3つの施設をカバーしている。温水プールはハイランド
のプールに関する規定である。

(スポーツ生涯学習部長) すでに指定管理者制度を導入しているコミセンなどでは、順調に運営
を行っていると報告を受けている。移行することにより、より内容の
濃い運営ができると期待している。また、導入後も運営委員会を設置
して有識者の意見を聴きながら、改善する点があれば契約書を見直し
ていきたいと考えている。

(吉本委員長) 指定管理者に移行しても、利用者の立場に立った運営をするように配
慮していただきたい。

— 原案どおり承認 —

議案第2号 教育費補正予算について

(スポーツ生涯学習部長)

・以降、別紙「議案第二号資料」から、要求内容等を中心に説明。

(佐藤守委員) 沼ノ端健康増進施設とハイランドスポーツセンターのすみ分けはどの
ように考えているのか。

(スポーツ生涯学習部長) いくつかの選択があると考えているが、現在、プール施設はハイラン
ドと日新の2か所である。これが3か所になることにより、よりたく
さんの市民に使っていただくという考え方もあるが、ハイランドのボ
イラー施設はすでに限界を超えており、また、屋根の老朽化が進んだ
箇所には、天井に網を張っている状況である。もし、3施設を維持す

るという考え方だと、ハイランドの大規模な改修もしくは建て替えを近い将来行わなければならぬが、今の規模を維持するためには約16億円の費用が必要となる。沼ノ端健康増進施設の規模は、日新と同等であるため、幼稚園や小学校のプール授業を受け入れる能力は備えている。このため、2つの施設のみで運営することになれば、ハイランドはスケート場の機能だけを残すということも可能である。

以上の考えのもと内部で検討を重ねているが、いずれにしても沼ノ端健康増進施設がオープンするまでに一定の決断をしなければならないと考えている。

(佐藤郁委員) 25Mのプールということだが、競技にも使用できるように50Mのプールにすることは考えられないか。

(スポーツ生涯学習部長) 沼ノ端地区と協議する中で、競技にも使用できるよう50Mにしたらよいのではないかという意見もあったが、あくまで健康増進に寄与するための施設であり、競技に使用する考えはないということで理解していただいている。

－原案通り承認－

議案第3号 社会教育委員の委嘱について

議案第4号 文化交流センター運営協議会委員の委嘱について

議案第5号 公民館運営審議会委員の委嘱及び図書館協議会会員の任命について

議案第6号 博物館協議会委員の委嘱について

(以上、人事案件につき、秘密会を議決する。)

5 協 議

協議第1号 平成19年度に寄せられた意見・要望等について

(佐藤守委員)

・教育委員会に寄せられた意見を聞き、これからの教育委員会の運営に役立てたいと思^い提案させていただいた。

(学校教育部長)

・毎年行われている「まちかどミーティング」で寄せられた意見のうち、教育委員会に^関係する意見を抜粋したものを中心紹介する。この他にも、指導室や学校教育課には、日々、子ども同士のけんかや非行に関することなど様々な意見・相談が寄せら^れれているが、ここでは割愛する。

・以降、別紙「協議第1号資料」から回答内容を中心に、学校教育部分を学校教育部長、スポーツ生涯学習部分をスポーツ生涯学習部長が説明。

(佐藤守委員) 今、問題になっている中国の地震を発端とした学校の耐震化の問題に伴って、国の補助率が上がるという話題を新聞で目にしたが、そのことによって、耐震化の計画に変更はあるのか。

(学校教育部長) 補助率を2/3に引き上げるということが首相と文部科学大臣の間で合意に達したという記事が掲載されていた。これは、補助率の引き上げによって一般財源が少なくて済むということになるが、一般財源の確保というのは、純粋に市税が増えれば問題はないが、少なければ借金をすることになってしまふが、財政当局としては、借金を増やしたことないという考え方である。ただ、この耐震化というのは非常に大きな問題であるため、都市建設部では、平成27年度を目途に計画を進めている。学校教育部としても財政当局との協議をしているところで

あるが、給食センター・健康増進施設など大きな事業が控えている中、それを整理していかなければ余剰財源がない。さらに、耐震化工事といつても筋金を入れる程度の簡易なもので済む学校もあれば、躯体工事を要するような大規模な工事が必要な学校の中にはあると思われる。こうなると、一つの学校に3～4億円が必要になってくる。さらには、北光小学校のように10億円以上をかけて立て直さなければ解決しないという学校も出てくるかもしれない。こういうことを見極めながら、今年度中に一定の方向性を出していきたいと考えている。

協議第2号 小中学校の予算について

(学校教育部長)

・小中学校一校あたりの年間予算額及び校長裁量で自由に使うことができる予算について説明をする。まず、教育委員会の予算は、市長からの委任執行予算となり、市長部局で決められた予算を執行していくという形になっている。各学校の予算についても、その決められた枠の中で配当を行っている。従って、行政予算であることから使用目的がはっきりしていなければならない。また、地財法上予算の流用について、「款・項」については議会の議決を要し、「目」については各執行部署でできることにはなってはいるものの、安易に目的外に使用すると本来使わなければならない部分に穴が開くことになってしまう。このように、がっちりと縛られた予算であるということをご理解いただいた上で、協議第2号資料をご覧いただきたい。この中で、ゴシック体で表記した予算項目が学校側が自由に使うことのできる経費である。例えば、一般管理運営費などは事務消耗品のための予算であるが、学校内で切り詰めて余れば自由に使うことができるということになる。この中で示したもので特に校長サイドに任されている要素が強いものとしては、特色ある学校づくり・総合的な学習活動推進事業費があげられる。この事業について、学校教育課長から説明を行う。

(学校教育課長)

・協議第2号資料14ページをご覧いただきたい。これは、平成20年度の特色ある学校づくり・総合的な学習活動推進事業費の各学校毎の予算配分額を示している。総額で10,260,000円を配分している。市教委としては、市の財政状況にもよるが、各学校の独自性や創意工夫を生かせる事業であることから、今後も継続していくと考えている。次に、15~21ページについては、平成19年度の同事業の実績を学校毎に示しており、実際にどのような事業が行われたのかを参考にしていただきたい。

(山田教育長) 一般管理費等については、余れば流用できることになってはいるものの、実際には各学校で自由に使えるという感覚はないと思う。暖房費や消耗品を切り詰めて余ったらこれを買おうという認識。

(佐藤守委員) 配当額については、事前に学校からの要望を聞いた上で決めているものなのか。

(学校教育課長) 14ページ脚注※印にあるように、特色ある学校づくり推進事業については、各学校基本額10万円とした上で、残りを各学校の総学級数で案分した額となっている。

(佐藤守委員) まちかどミーティングの質問にもあったが、学校開放校を積極的に実施した学校は、その分トイレットペーパーや上下水道などの使用料・消耗品を余計に出費することになり、結果として余剰金が少なくなることに繋がるのではないか。自分たちで節約しても開放校でたくさん使用されるということがあれば、不公平ではないか。

(スポーツ生涯学習部長) 実際に学校に迷惑がかかっているので、実際にかかった費用を費用弁償という形で払っていただくことも検討している。

(佐藤守委員) 今回、この協議を提案させていただいたのは、各学校の校長と話した際に、年度の途中に「これをやってみたい」などのいい意見が出ても、お金がないのでできないということになるので、学校だけの自由裁量

の予算があると、より特色のある学校づくりができるという意見をいただいたためである。全国的にみると、平均して20万円くらいの予算が自由に使えるものとしてあると聞いているため、本市においても将来的に検討していただきたいと考えている。

(学校教育部長) これを財政当局に提案する際に最も障壁になるのは、目的の定まらないものとみられてしまうことである。確かに、学校のために使うものではあるが、その中でも具体的に何に使うのかがはっきりしていないと予算付けは難しくなってしまう。

(佐藤守委員) 年度の途中で、委員会に協議を出して審査をするという形はどうか。

(学校教育部長) 教育委員会に予備費があれば可能ではあるが。

(教育長) 札幌市では、年度の途中で各学校から特色のある事業の計画を出させ、その中から10校だけを採用し、予算を配当するという形をとっている。その代り、その10校は入念に資料を作成しプレゼンを行い、そのプレゼンを財政当局が審査するという形をとっている。各学校は必死になってやっていると聞いている。

(学校教育部長) 本市でも、前述した一般管理費等の費用を各学校配当分から削って、そのための予算を作ることは可能だが、問題は削られることを各学校が納得するかどうかである。学校配当分に余裕があればできるが、ぎりぎりの予算しか配当できていないので、削られるとやっていけないという学校があるかもしれない。

(吉本委員長) なかなか財源が出てこないということ。この協議については、これらも検討していきたい。

6 その他 平成20年度 教育施設訪問について

(総務課副主幹)

・本年度の教育施設訪問の考え方についてご説明する。まず、昨年度は、小学校3校・

中学校5校の訪問を行い、さらに、初の試みとしてPTA連合会役員との意見交流会を開催している。また、一昨年は、教育委員会の課題に関する施設として、厚真町の給食センターを訪問している。そういった考え方を踏まえて、本年度の訪問先を決めていきたい。資料にあるように、まず、3つ案を示させていただく。学校訪問については、前の訪問からの間隔が空いているところ、或いは校長が転入または昇格したところを優先して訪問したい。資料、別紙「学校訪問調」に最近の学校訪問の状況を示しているが、※がついている学校が、校長の転入または昇格があったところである。また、○は丸5年間訪問をしていない学校であり、△は丸4年間訪問をしていない学校である。この考え方で承認いただければ、この中から数校を絞って訪問できればと考えている。次に、2番目の「課題に関する施設」ということであるが、①については、昨年の議論の中で意見があった、児童センター・留守家庭児童会の現状の確認をということで挙げさせていただいている。また、②の命の授業については、昨年からの実施で定着してきたが、日程が合えば参観をという提案である。3番目の「教頭会との意見交流会」については、実は昨年から小中の教頭会より、教育委員と意見交流する場が持てないだろうかという相談があったので、承認いただければ設定させていただきたいと考えている。なお、日程については、7月以降の定例教育委員会が開催される日の3時より前の時間と考えている。

(鈴木委員) しばらく訪問していない学校に行くことが優先だと思う。

(佐藤守委員) しばらく訪問していない学校で命の授業の参観をできれば良いが。

(佐藤郁委員) 訪問間隔に限らず、問題があり是非話を聞いて欲しいという学校があれば訪問したい。

(佐藤守委員) 教頭会との意見交流会については、校長とは顔を合わせる機会があるが、教頭とはないので良いと思う。

(吉本委員長) 色々な考え方があると思うので、今の議論をくみ取って事務局の方に日程を組んでいただこととしたい。

7 委員会閉会の宣言（吉本委員長）…17時31分